

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、三八一号

平成十四年七月二日

(火曜日)

## 告 示

### 目 次

土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	一
換地計画書の縦覧	(農 村 振 興 課)	二
しいたけ原木購入事業補助金交付要綱等の廃止	(森 林 整 備 課)	二
保安林の指定の解除	(商 工 企 画 課)	三
森林法第八十九条の規定による告示及び揭示	(用 地 対 策 課)	四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗	(道 路 整 備 課)	五
に係る事項の変更の届出(二件)	( 〃 )	五
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(漁 業 管 理 課)	五
道路の区域の決定	(農 村 整 備 課)	六
道路の供用開始	(都 市 計 画 課)	六
訓 令	( 〃 )	七
島根県船舶職員服務規程の一部改正	( 〃 )	八
公 告	( 〃 )	九
非農用地区域内に換地を定める土地の指定		
開発行為に関する工事の完了		
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技		
用具等)の購入に係る一般競争入札の実施		
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技		
会用品)の購入に係る一般競争入札の実施		
島根県立浜山公園陸上競技場の運動用具(陸上競技		
用 測定・検査・表示器材等)の購入に係る一般競		

争入札の実施

公安告示

交通誘導警備二級検定の実施

雑 報

平成十四年度消防設備士試験の実施

## 告 示

## 示

### 島根県告示第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市久手町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

生越 俊一 大田市久手町波根西一八一四番地

生越 俊三 大田市久手町波根西一七八四番地

荻野 晴男 大田市久手町波根西一七四六番地四

後地 昭三 大田市久手町刺鹿二六九四番地

生越喜久夫 大田市久手町刺鹿四一七番地三

青山 仁司 大田市久手町波根西三三七番地

渡邊 英富 大田市久手町刺鹿一一七四番地

田原 洋司 大田市久手町波根西九三三七番地

監事

河上 巖 大田市久手町刺鹿二四七一番地

田中 勝 大田市久手町波根西一九六二番地

## 二 就任年月日

平成十三年七月九日

## 三 退任した役員の名及び住所

## 理事

生越 俊一 大田市久手町波根西一八一四番地

生越 俊三 大田市久手町波根西一七八四番地

荻野 晴男 大田市久手町波根西一七四六番地四

後地 昭三 大田市久手町刺鹿二六九四番地

生越喜久夫 大田市久手町刺鹿四一七番地三

青山 仁司 大田市久手町波根西三三七番地

渡邊 正弘 大田市久手町刺鹿一一五七番地

田原 英男 大田市久手町波根西九七〇番地

## 監事

河上 巖 大田市久手町刺鹿二四七一番地

田中 勝 大田市久手町波根西一九六二番地

## 島根県告示第六百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業に伴う稲原地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において  
 準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
 対して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

## 一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 二 縦覧の期間

平成十四年七月二日から二十一日間

## 三 縦覧の場所

横田町役場

## 島根県告示第六百二十八号

しいたけ原木購入事業補助金交付要綱（昭和四十八年島根県告示第五百六十四号）及び  
 挿木杉自給体制整備事業補助金交付要綱（昭和五十三年島根県告示第七百二十九号）は廃  
 止し、平成十四年七月二日から施行する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林  
 の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により  
 告示する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

## 一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡大社町大字日御碕字二俣九三八の四から九三八の六まで、字川井戸九五二の九  
 九五二の一〇、九五四の四から九五四の七まで、九五六の五から九五六の七まで、九  
 五七、一三〇九の一五、一三〇九の一六、一三〇九の二二、一三〇九の二三、一三三  
 一の一、一三三一の二、字川井戸山一三〇九の一三、一三〇九の一八から一三〇九の  
 二一まで、一三〇九の二四

## 二 保安林として指定された目的

魚つき

## 三 解除の理由

指定理由の消滅

## 島根県告示第六百三十号

平成十四年農林水産省告示第千四百四号で保安林の指定を解除された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を金城町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

## 一 森林の所在場所及び不明である通知の相手方

森林の所在場所		不明である通知の相手方	
郡名	町名	大字	地番
那賀	金城	久佐	ロ三七三の一一
森林の所有者		住 所	
山本弘誓		広島市安佐北区亀山六丁目三三の三	

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

農道用地とするため

## 島根県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ菅田店 島根県松江市学園二丁目二八番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名（名称、代表者の氏名）及び住所

イオン株式会社 代表取締役社長 岡田元也 千葉県千葉市中瀬一丁目五番地一

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後十時

(変更後) 二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分～午後十時三十分

(変更後) 二十四時間

4 変更の年月日

平成十四年七月一日

二 届出年月日 平成十四年六月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

### 島根県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 益田市高津町イ一一二八番地一一二外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 高西宏昌 広島県広島市南区京橋町二番二

二号

3 変更しようとする事項

#### (一) 営業時間

(変更前) 午前十時～午後八時

(変更後) 午前十時～午後九時

#### (二) 駐車場を利用できる時間

(変更前) 午前九時三十分～午後八時三十分

(変更後) 午前九時三十分～午後九時三十分

4 変更の年月日

平成十四年七月一日

二 届出年月日 平成十四年六月二十一日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町一番地一号）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第六百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

掛合町

二 事業の種類

下多根地区農業集落排水（処理施設建設）事業  
及びこれに伴う附帯事業並びに普通河川付替事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県飯石郡掛合町大字多根地内

ロ 使用の部分

島根県飯石郡掛合町大字多根地内

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
掛合町役場

島根県告示第六百三十四号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

道路の種類	路線名	道の区間の区域		敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区	路				
県道	八束松江線	八束郡八束町大字江島一番二地先から同町大字馬渡二六四番二地先まで	八束郡八束町大字入江四三二番一地先から松江市大海崎町五〇一番一地先まで	一一・八〇 <small>メートル</small> 一九・五〇	四七六・〇〇 <small>メートル</small>	松江土木建築事務所	
				七・〇〇 <small>メートル</small> 一〇・五〇	二、一六六・〇五		

条第一項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十四年七月二日  
島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百三十五号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十四年七月二日  
島根県知事 澄田信義

訓

令

島根県訓令第十六号

島根県船舶職員服務規程（昭和三十五年島根県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

第一条中「定」を「定め」に改める。  
 第三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
 第八条中「基き」を「基つき」に改める。  
 第九条中「備付」を「備付け」に改める。  
 第十条中「つかなければ」を「就かなければ」に改める。  
 様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「罫罫」を削る。

附則

この訓令は、平成十四年七月二日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基つき、県営土地改良事業求院地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地を定める土地として指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一 従前の土地の表示

市郡町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	摘要
簸川郡 斐川町	求院	堀川	四四三	田	一、〇二一の内 二五〇	
〃	〃		一、〇七二	〃	七九九の内 二五〇	
〃	〃		一、三六八一	〃	七三五の内 二五〇	

〃	〃	一、三〇〇	〃	三七九の内 二五〇
---	---	-------	---	--------------

二 指定年月日

平成十四年六月十九日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一(一) 開発区域

大田市久利町上河原六〇〇番地一九 外二筆  
 面積 四、四一六・一〇平方メートル

一(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町吉永一六四八番地二  
 有限会社 神門組 代表取締役 神門 奨

二(一) 開発区域

八束郡東出雲町大字今宮二六五番二二地  
 面積 一〇九・九五平方メートル

二(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大原郡大東町大字中湯石九三六番三地  
 有限会社 山根建設 代表取締役 山根大吉

三(一) 開発区域

仁多郡横田町大字中村五三六番一 外五十二筆  
 面積 二一、〇〇〇・〇〇平方メートル

三(二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仁多郡横田町大字横田一〇三七番地  
 横田町土地開発公社 理事長 中津恵吉

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用具等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札

について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二―二一五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年七月二日から平成十四年七月九日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年八月六日 午後二時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九條の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九條の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否  
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技会用品）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当（電話〇八五二―二二―五五八七）

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年七月二日から平成十四年七月九日までの間（土、日、休日を除く）、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年八月六日 午後三時から



場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所  
即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。  
入札者に要求される事項

(三) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否  
要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年七月二日

島根県知事 澄田信義

一 入札に付する事項

(一) 購入等件名

運動用具（陸上競技用 測定・検査・表示器材等）

(二) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

(三) 納入期限

平成十四年九月三十日

(四) 納入場所

島根県簸川郡大社町大字北荒木

島根県立浜山公園陸上競技場

(五) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「図書

・教材類」、中分類「運動用具・レジャー用品」のB等級以上に格付けされた者であること。

(三) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(四) 島根県税を滞納していない者であること。

三 入札の日時等

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

島根県松江市殿町八番地 島根県庁南庁舎二階

島根県土木部都市計画課 浜山公園整備担当(電話〇八五二―二二―五五八七)

(二) 入札説明書の交付方法

平成十四年七月二日から平成十四年七月九日までの間(土、日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

交付時間は、午前十時から午後四時までとする。

(三) 入札の日時及び場所

日時：平成十四年八月六日 午後四時から

場所：島根県松江市殿町八一三 島根県市町村振興センター六階中会議室

なお、郵便による入札は認めない。

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

四 その他

(一) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の百分の五以上を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(二) 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第六十九条の二各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(三) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を、入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(四) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(五) 契約書作成の要否

要する。

(六) 落札者の決定方法

この公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した者であって、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(七) 再度入札

再度入札は、二回まで行うものとする。

(八) その他詳細

入札説明書による。

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第5号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第11条の2に規定する警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。)第4条の規定により告示する。

平成14年7月2日

島根県公安委員会委員長 中 瀬 章

1 検定試験の日時・場所及び種別

<p>(1) 平成14年10月23日 (水) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター</p> <p>(3) 交通誘導警備 2 級</p> <p>2 定員 定員は55名とし、定員になりしだい受け付けを締め切る。</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 島根県内に住所を有する者</p> <p>(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。</p> <p>ア 18歳未満の者</p> <p>イ 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれかに該当する者</p> <p>ウ 規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者</p> <p>5 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成14年8月26日 (月) から平成14年9月20日 (金) までの間</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 検定申請者は住所地 (検定申請者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署長に検定申請書を提出すること。 なお、郵送による検定申請は受け付けない。</p>	<p>(3) 提出書類 検定申請書には、次に掲げる書類を添付して正副2部を提出すること。</p> <p>ア 履歴書及び住民票の写し (外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)</p> <p>イ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会 (その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。) の行う検定を受けようとする者にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 後見登記等に関する法律 (平成11年法律第152号) 第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律 (平成11年法律第149号) 附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</p> <p>エ 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書</p> <p>オ 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>カ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉</p> <p>6 受験票 受験票は、郵送により交付するので、受験当日必ず持参すること。</p> <p>7 検定の手数料及び手数料の納付方法</p> <p>(1) 検定手数料は、22,000円とする。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に金額に相当する島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。</p> <p>なお、手数料は、検定申請書を受け付けた後において申請を取消し、又は検定試験を受けなかつた場合でも返還しない。</p> <p>(3) 検定当日の受付は、午前8時30分から実施する。</p> <p>8 問い合わせ先 検定申請手続きその他の問い合わせは、最寄りの警察署又は島根県警察本部生活安全</p>
---	---

企画課（電話0852-26-0110、内線2516）にすること。

雑報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十二第一項の規定に基づき公示する。

平成十四年七月二日

財団法人消防試験研究センター理事長 大井久幸

一 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

二 試験の日時及び場所

- 1 試験の日時

平成十四年 九月一日（日） 午前の試験 八時 三十分から

午後の試験 十二時四十五分から

- 2 試験の場所

松江市及び浜田市

三 受験手続

- 1 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

- 2 受験願書受付期間

平成十四年七月九日から七月二十四日まで（郵送の場合は、七月二十四日までの消

印のあるもの限り受け付ける。）

- 3 受験手数料

甲種消防設備士試験にあつては、五千円・乙種消防設備士試験にあつては、三千四

百円を所定の方法により納付すること。

四 その他

- 1 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、県内各地区消防本部（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「消防設備士試験願書請求」と朱書きした封筒に、百六十円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型二号封筒を同封すること。）

- 2 問い合わせ先

〒六九〇一〇八八二

松江市大輪町四二〇一 島根県大輪町団体ビル二階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

（電話〇八五二一二七―五八一九）